

有料公園施設を除く都市公園における
催物に付随しない移動販売車の出店行為に関する許可基準

R 6 . 5 . 9 建設局長決定

R 6 . 6 . 1 適用開始

R 7 . 7 . 1 改正

1. 目的

高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方（以下、「買物困難者等」という。）の増加が課題となっている。

そのような社会的要請の高まりを受け、近年では移動販売車の出店行為が拡大しており、都市公園においても当該行為を一定認めていくことで、継続的な支援に取り組む必要性が生じている。

本基準は、神戸市都市公園条例第4条第1項に規定する市長の許可を要する行為のうち、自治会等の要望があった地域において実施する移動販売車に関する基準を明確にし、公園の適正な管理を図ることを目的とする。

2. 定義

本基準における「移動販売車の出店行為」とは、「買物困難者等の対策を目的として、販売時の調理を伴わない食料品や日用雑貨等の生活必需品を、近隣地域住民に対して、車両を用いて販売する」ことをいう。

3. 基準

許可にあたっては下記の基準を満たすものとし、許可後であっても法令違反や基準を満たしていないこと等が判明した場合は、許可の取消や以後、新たな許可を行わない等の対応を行うものとする。

（1）対象公園

対象公園が少なくとも下記の全てを満たす場合のみ認めるものとする。

- ① 買物困難者等の対策として移動販売車の出店行為が必要な地域内で、地方公共団体（区役所等）の副申書で確認できること
- ② 面積が狭小でなく、一般利用者の利用機会を十分に確保できること
- ③ 騒音、ごみの飛散、販売品目の重複による営業妨害等、周辺店舗や住宅からの苦情発生の恐れがないこと

（2）対象行為

対象行為が少なくとも下記の全てを満たす場合のみ認めるものとする。

- ① 買物困難者等の対策を目的としていること
- ② 販売時に調理を伴わないこと
- ③ 食料品や日用雑貨等の生活必需品の販売であること
- ④ 近隣地域住民のみを対象としていること
- ⑤ 車両移動時はハザードランプを点灯のうえ最徐行（10 km/h 以下）するなど、安全管理を徹底すること
- ⑥ 販売中はエンジンを停止する等の騒音対策、利用者の路上駐車対策など、苦情への

対策を講じること

4. 申請

(1) 申請人

申請人は下記のいずれかに限る。

- ①公園管理会や自治会等の近隣地域団体であり、地方公共団体（区役所等）の副申書を
得ている者
- ②地方公共団体（区役所等）

(2) 期間

申請は原則として行為1回毎に行うものとする。なお、あらかじめ実施スケジュールの協議を行った場合は、複数日程の実施について最長3カ月の許可申請を認める場合がある。その場合の許可申請は、最初の使用日の属する月の前月1日、土日祝祭日にあたる場合はその翌日から受付可能とする。

(3) 資料

申請にあたっては下記の資料を提出することを基本とする。

- ① 都市公園内行為許可申請書
- ② 使用料減免申請書
- ③ 地方公共団体（区役所等）の副申書 ※申請人が公園管理会や自治会等の地域団体の場合
- ④ 事業概要
- ⑤ 車両概要（仕様、車検証（写）、ナンバープレートや全容が確認できる写真等）
- ⑥ 搬出入計画
- ⑦ 出店レイアウト
- ⑧ 販売品目一覧

5. 適用期日

本基準は、令和6年6月1日から令和7年6月30日まで実証実験を行った。

本基準は、令和7年7月1日から適用する。